

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 加須菖蒲線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市上三俣字中野島五九六番 一地先から 加須市睦町一丁目一二三番二地 先まで	加須市睦町一丁目一八番五地 先から 加須市睦町一丁目一二三番二地 先まで	区 間
七・一八ノ 一六・五一	七・一八ノ 三五・二〇	敷地の幅員 (メートル)
五〇六・九〇	一五六・〇〇	延長 (メートル)
		備 考